

岩手県告示第156号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業の換地処分を変更した旨盛岡市から届出があった。

平成22年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也